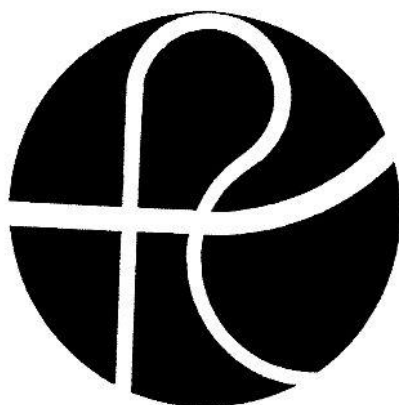


保 存 版

土呂中SUPPORTERS 会則・規定



土呂中SUPPORTERS会則

(付 附則)

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は、土呂中SUPPORTERSと称し、事務所をさいたま市立土呂中学校内に置く。

第2章 目的及び活動

- 第2条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校及び地域との連携を密にし、生徒の健全な成長を目指し、教育の充実振興を図り、あわせて会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するため、生涯学習の基礎を啓発し、並びに土呂中教育の振興を目指し、次の活動を行う。
1. 会員自身の研修と相互の緊密な連携・協調
 2. 家庭と学校の密接な連携
 3. 生徒の教育活動及び教職員の研究助成
 4. 生徒及び会員の厚生並びに福祉
 5. 学校内外の環境の整備、改善、充実
 6. その他本会の目的達成に必要な事項
 7. 引率を含む部活動に対する協力

第3章 組 織

- 第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校に週5日以上勤務する教職員とする。

第4章 役員、学校地域連携コーディネーター及び参与

- 第5条 本会は、次の役員、学校地域連携コーディネーター及び参与を置く。
1. 役員

会長	1名	
副会長	3～5名	(内1名教職員)
書記	2～3名	(内1名教職員)
会計	3名	(内1名教職員)
会計監査	2～5名	
 2. 学校地域連携コーディネーター
 3. 参与
参与は校長とする。

- 第6条 本会の役員は、次の方法で定める。
1. 役員は総会の承認を得る。

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
 3. 書記は、諸会議の記録、保管及び会員への文書連絡等を行う。
 4. 会計は、総会で決定した予算に基づき、本会の会計を処理、記録する。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。

第8条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 役員は、本会の運営に必要な事項について特別委員会を置くことができる。

第10条 役員、学校地域連携コーディネーターは、各部会や特別委員会に必要に応じて出席し、意見を述べることができる。

第11条 参与はすべての会議に出席し、意見を述べるができる。

第5章 部及び特別委員会

第12条 本会は、活動目的に則した部及び特別委員会を必要に応じて置くことができる。

第6章 機関及び会議

第13条 本会は次の機関を置く。

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| (1) 総会 | (2) 運営委員会 | (3) 役員会 |
| (4) 部会 | (5) 特別委員会 | |

第14条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年春季に開催する。会長が招集し、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。次の事項について審議、承認、決議するものとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 決算及び予算 | (2) 活動報告及び活動計画 |
| (3) 役員の承認 | (4) 会則等の変更 |
| (5) その他必要な事項 | |

臨時総会は会長が必要と認めたとき、または、運営委員会出席者の過半数及び会員の5分の1以上の請求があったときに開く。

第15条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長が随時開催し、次の事項について協議する。

会計監査以外の役員、学校地域連携コーディネーター、参与、各部の代表者が出席する。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 各種原案の作成 | (2) 総会決議事項の執行 |
| (3) 各部活動の調整 | (4) その他必要事項 |

第16条 役員会は次の事項について協議する。

- | |
|-----------------------|
| (1) 会全体の運営を円滑にするための協議 |
| (2) 緊急事項の決定 |

第17条 各部・特別委員会は、活動計画に則り活動する。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 学年部 | 学年活動及び進路に関すること |
| (2) 広報部 | 広報活動に関すること |
| (3) 文化部 | 文化教養の向上に関すること |
| (4) 環境部 | 環境整備、校外指導及び地区活動に関すること |
| (5) 特別委員会 | 必要に応じて発足し、終了後解散 |

第7章 会 計

- 第18条 本会の会計は、会費及びその他の収入を充てる。
会費は会員一家庭につき年額5,000円とする。但し、転出入に関しては月単位で計算する。尚、転出時は申し出により返却とする。
- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第20条 会計監査は、会計年度の上・下半期に行う。

附則

1. 本会に次の帳簿をおく。
(1) 役員名簿 (2) 会計簿
2. 本会の運営方針、役員選考規定、出張規定、慶弔規定については別に定める。
3. この会則は、平成8年7月6日より施行する。
4. この会則は、平成12年2月19日より一部改正施行する。
5. この会則は、平成22年2月23日より一部改正施行する。
6. この会則は、平成25年4月25日より一部改正施行する。
7. この会則は、平成26年4月24日より一部改正施行する。
8. この会則は、平成27年4月23日より一部改正施行する。
9. この会則は、令和4年4月28日より一部改正施行する。
10. この会則は、令和6年3月26日より一部改正施行する。
11. この会則は、令和6年4月26日より一部改正施行する。

土呂中SUPPORTERS規定

第1章 運営方針

- 第1条 本会は、生徒の健全な成長を目指すことを目的とする民主的団体としての自主性を重んじ、次の運営方針に従い活動する。
1. 会員はすべて平等な立場に立ち、この会則と総会の決議に従い活動する。
 2. 営利を目的とせず、特定の宗教や政党に関係しない。
 3. 教育及び福祉厚生のために活動する他の団体や機関と協力する。
 4. 学校の管理運営や教職員の人事に関与しない。

第2章 役員選考

- 第2条 本会の役員選考は総会の承認を得る。

第3章 出張費

- 第3条 本会を代表し、学区外の諸行事等に出張した場合、次のとおり支給する。
1. 交通費は実費とし、旅客運賃最低等級とする。
 2. 会議費、会費、参加費等の納入額は全額支給する。
 3. 宿泊を要したときは、その宿泊所の最低料金とする。

第4章 慶弔費

- 第4条 本会の慶祝弔慰について、次のとおり定める。
1. 死亡(生徒、保護者、教職員) 5,000円
 2. その他必要に応じて役員会で定めることができる。

第5章 生徒活動補助

- 第5条 部活動補助について、次のとおり定める。
1. 補助金は年額 各部 20,000円とする。
 2. 学校が定める公式の大会(中学校体育連盟主催)に、部活動および中学校体育連盟に土呂中学校として登録している競技で出場した場合、次のとおり祝金を支給する。
 - (1) 団体種目の場合
 - ・県大会出場 10,000円・関東大会出場 30,000円・全国大会出場 50,000円
 - (2) 個人種目の場合
 - ・県大会出場 3,000円・関東大会出場 5,000円・全国大会出場 10,000円
 - (3) 競技内容によって、運営委員会で協議し金額の増減をすることができる。

- 第6条 生徒の特別な活動について、次のとおり定める。
補助する金額は、運営委員会で決定する。

附則

- １．この規定は、平成８年７月６日より施行する。
- ２．この規定は、平成１２年２月１９日より一部改正施行する。
- ３．この規定は、平成１７年５月２０日より一部追加施行する。
- ４．この規定は、平成２２年２月２３日より一部改正施行する。
- ５．この規定は、平成２５年４月２５日より一部改正施行する。
- ６．この規定は、平成２７年４月２３日より一部改正施行する。
- ７．この規定は、令和４年４月２８日より一部改正施行する。
- ８．この規定は、令和５年５月１２日より一部改正施行する。
- ９．この規定は、令和６年３月２６日より一部改正施行する。
- １０．この規定は、令和６年４月２６日より一部改正施行する。

土呂中SUPPORTERS 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 土呂中SUPPORTERS（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会副会長とし、本会会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は本会本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料等の送付
- (4) 役員選出
- (5) 本会活動の諸連絡

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理・保管)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出す場合は、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

3 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

4 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとの、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
(情報開示等)

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第14条 個人情報を漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(研修)

第15条 本会は本会役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

1. 本規則は、平成30年4月20日より施行する。
2. 本規則は、令和6年4月26日より一部改正施行する。